

令和8年度 事業計画



社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会

令和8年度 事業計画

令和8年度栄区社会福祉協議会 事業方針 …1

I 小地域活動の推進・支援

1. 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業 …2
2. 地区社協支援 …2
3. 栄区地域福祉保健計画(さかえ・つながるプラン)の第5期計画推進 …3
4. 生活支援体制整備(高齢者支援)の取り組み …3

II 福祉ニーズのある区民への支援

1. 青少年の育成支援関連事業 …4
2. 障害児・者支援 …5
3. 移動情報センター事業 …5
4. 多様な機関と連携した取組～区内社会福祉施設や企業等との協働～ …6

III ボランティア活動の推進・支援

1. ボランティアセンター事業 …6
2. 福祉教育の推進 …7
3. 災害ボランティア活動の強化 …7

VI 総合相談

1. 総合相談事業 …8
2. 権利擁護事業 …8
3. 各種福祉援護事業 …9

V 広報啓発事業

1. 福祉のまちづくりの推進 …9

VI 助成金配分事業

1. 善意銀行の運営 …10
2. さかえ ふれあい助成金事業 …10
3. 独自の助成金事業 …10

VIII 福祉保健活動拠点の運営

1. 拠点の管理・運営 …10

VIII 法人運営

1. 事業推進体制の基盤 …11
2. 会員の拡充及び財源の確保 …12

IX 福祉関係団体への運営協力・支援

…12

令和8年度 栄区社会福祉協議会 事業方針

■基本方針

今年度は、『第5期栄区地域福祉保健計画 さかえ・つながるプラン』の推進初年度となります。栄区社協においてもつながるプランと連動して事業を実施するとともに、地区別計画の推進においても地域の皆様をはじめ、関係機関と連携し「みんなが支えあい安全・安心を感じるまち・さかえ」の実現を目指します。

職員一人ひとりが社協職員であることを自覚し、地域からの信頼や期待に応えられるようチーム一丸となって、一つひとつの事業を丁寧に取り組んでまいります。

■重点取組

1. 身近な地域における支援体制強化

(1) 地区社協活動の推進

地区社協の役割や存在意義について、日頃からの課題解決に向けた対話や実践を通して組織の強化を進めます。住民の地区社協事業への理解や新たな担い手を確保・育成できるよう、地区社協役員とともに取り組みます。

(2) 地域資源のコーディネート

地域を支えるネットワークの仲間である社会福祉法人や施設、企業とのつながりを引き続き強化し、区域で行っていたフードパントリー事業を転換し、地域の中で食を通じたつながりづくりが行えるよう支援します。

2. 子どもとその世帯の未来を育む支援

子どもの健やかな育ちを支援する取り組みとして、地域を基盤とした多様な関係機関との協働を推進します。また、子どもの育ち及びその家庭を支える新たな事業を支援するための助成金を活用し、支援の輪を広げます。

3. 部会・分科会の具体的活動の実践

部会・分科会員、特に社会福祉施設と地域をつなげる働きかけを強化し、社協会員のつながりを活かした地域づくりを進めます。本会未加入団体については、引き続き社協の事業PRとともに入会活動を積極的に行います。

4. 災害時を想定した具体的な準備

災害時を想定し、災害ボランティアセンターの運営を本会職員が中心となり進められるよう、シミュレーション訓練等を活用し、職員のスキルアップを図ります。また、行政と災害時の連携について再確認を進めるとともに、各関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。

5. 業務の効率化とともに、組織の柔軟な対応力の強化

問題・課題の多様化とともに、本会事業の幅・量ともに年々広がっている状況です。柔軟で起動力のある“社協らしさ”を発揮するために、内容の重なる各種会議や連絡会等を統一する等、業務の効率化を見据えながら事業を展開してまいります。

I 小地域活動の推進・支援

1 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業（コミュニティソーシャルワークの推進）【重点】

地域の見守りや支えあいを必要とする人、制度の狭間で支援に結びついていない人、孤立しがちな人等、様々な生活課題を抱えている人たちを、区社協事業や地域支援の過程において把握し、個別課題を解決する取組から地域・住民主体の活動へとつなげていきます。

(1) 地域ケアプラザや関係機関との連携強化

①地域ケアプラザの地域活動交流事業を支援し、地域の課題解決を効果的に進めるために、地域活動・交流コーディネーター連絡会（毎月）や研修会を開催します。

また、地域ケアプラザが実施する地域支援会議やカンファレンス等に参加し、個別・地域課題の把握や地域情報を共有します。

②多様な主体が参画する部会、分科会、連絡会、協議体等の様々な話し合いの場で共有した住民一人ひとりの生活課題やニーズ、地域情報を、地域の大切な資源である「場所」「物」「人」と結び付け、支援の輪を広げながら解決に向けた具体的な仕組みづくりに取り組みます。

(2) 職員間での地域情報や課題の共有

日々の担当業務から把握したニーズや地域情報を総合相談や地域支援記録、定例で行う区社協地域支援会議を活用し、職員間で迅速に共有し、協議・検討を行います。また、どんな相談でもまず受けとめ、一緒に考える支援を大切にしていきます。

(3) 地域のネットワーク活動等への参画

地域で開催される会議や協議体、地域福祉保健計画における地区別計画の推進を図るための会議に参加し、地域課題等を把握し、解決策を生み出せる体制づくりが進むよう働きかけを行います。

(4) 食支援を通じた地域のつながりづくり

日常的な食支援を通じ、生活困窮世帯が抱える生活課題の把握、地域のネットワークを活かした見守りの仕組みづくりを行います。食料を渡すだけで支援終了とせず、適切な家計管理や制度利用に繋がるよう関係機関と連携して事業を実施します。

なお、令和3年度より取り組んできた「フードパントリー」は事業開始から5年が経過し、令和7年度の第10回をもって終了となりました。フードパントリーによって培われた関係機関との強固な連携体制を活かし、世帯の自立に向けた食支援事業の継続、より身近な圏域での「食を通じたつながりづくり」の仕組みを構築するために各地区社協と協議・検討を進めます。

2 地区社協支援 【重点】

地区社協が、地域の福祉課題や一人ひとりの困りごとの解決を目指し、「つなげる」機能を活かして様々な活動や団体と連携し取り組めるよう支援します。また、様々な話し合いの場を「困りごとをキャッチする場」と捉え、「寄り添い・ほっておかない」基盤づくりに取り組みます。

(1) 地区社協関係会議の開催

(会費) 72千円[16千円]

地区社協分科会を定期的で開催します。区社協からの情報提供、地区社協同士の積極的な意見交換等を実施し、各地区社協の活動支援につなげます。

また、地区社協事務局長会議を定期的で開催し、地区社協の運営に関する課題や事務手続きについて話し合う機会を設けます。

(2) 地区社協活動費助成 (市社協補助金・共同募金) 1,610 千円[1,610 千円]
地区社協活動の充実・活性化及び支援・育成、安定した活動費確保のため、地域特性や実情に即した活動費用の一部を助成します。(地区社協活動費・地域福祉推進事業助成金等)
なお、地域福祉推進事業助成金のうち個別支援に特化した事業を対象とした付加助成成分について、地区社協関係会議等で、活用の機会を共に検討します。
また、助成金を通じて得られる地区社協の活動情報や抱える課題を把握し、地域支援へ役立てます。

(3) 地区社協理解促進ツールの活用推進
戸塚区・栄区合同で作成した地区社協理解促進ツールを活用し、地区社協が主体となって、地区社協の役割等を発信できるよう後方支援を行います。また、住民の地区社協事業への理解や新たな担い手を確保・育成できるよう、地区社協役員とともに取り組みます。

(4) 地区社協研修の実施
「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目的とした、住民同士の支えあい・見守りあいを推進し、地区社協活動をより活発なものとするため、必要な知識・情報を習得できる研修を実施します。新任役員向け研修のほか、地区社協の構成員を対象とした区域の研修を行うことで、お互いの取組状況を共有し活動に活かせる機会をつくります。

3 栄区地域福祉保健計画（さかえ・つながるプラン）の第5期計画推進 (共同募金) 215 千円[410 千円]

栄区地域福祉保健計画の基本理念である「みんなが支えあい安全・安心を感じるまち さかえ」を目指し、地域の福祉保健課題の解決に、地域住民をはじめ、区役所、地域ケアプラザ等多様な機関とともに取り組みます。

(1) 区計画
栄区地域福祉保健推進会議を開催し、年度の進捗確認・振り返りを行いながら、関係者・機関とともに第5期計画を推進します。

(2) 地区別計画
区役所・地域ケアプラザとともに、地区支援チームとして各地区での取組や話し合いに参加し、第5期地区別計画の推進を支援します。

(3) 地域情報と課題の共有
地区ごとの現状にあった地域福祉保健活動のさらなる推進を目指し、地区支援チームの一員として情報及び地域課題の共有を図るとともに、具体的な取組に向けた話し合いを行い、解決の仕組みづくりの支援を進めます。

(4) 地域福祉保健計画の啓発
区や地域のイベント、広報媒体等を活用し、計画の啓発を図ります。
また、区域や各地区の取組等を紹介する「さかえ・つながるフォーラム」を開催します。

4 生活支援体制整備（高齢者支援）の取り組み (さかえつながるプラン 目標1視点2、目標2視点1、目標3視点2) (市社協受託金) 200 千円[650 千円]

高齢化や単身世帯の増加等の社会的背景に伴い、高齢者への生活支援の必要性が高まる中、一人ひとりができることを大切にしながら、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、多様な主体と連携・協力する地域づくりを進めます。

(1) 区域における生活支援体制整備事業の推進

区域における課題と資源を明らかにするとともに、目指す姿や目的を地区社協、連合町内会（自治会・町内会）、地域ケアプラザ、区役所等と共有し、区域の課題解決に取り組みます。

- ① 移動販売については、高齢者等の買い物支援、見守りを通じた新たなコミュニティづくりを図り、更にフレイル予防（健康支援）を展開していきます。
- ② 「高齢者見守りに関する協定書」を結んだタクシー業者と定例的に意見交換を行いながら、顔の見える関係の中で継続して「あいタク」事業を推進するとともに、見守りの仕組みを強化し広げていきます。
- ③ 地域が主体となってフレイル予防につながる取組の推進に向け、ゲームスポーツ関連物品の整備を行います。

(2) 多様な主体とのネットワーク構築

区内の介護保険事業所、民間事業者、関係機関・団体等、多様な主体間の情報共有の機会をつくり、ネットワーク（協議体）を構築し連携強化を図るとともに、地域のニーズにあった具体的な取り組みを検討していきます。

特に、介護支援専門員等と連携し、インフォーマルサービス情報等の共有をはじめとして相互に協力体制を築きながら、高齢者が地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

(3) 第2層生活支援コーディネーター連絡会等の開催

地域ケアプラザに配置されている生活支援コーディネーターと一体となって事業推進に取り組むため、区域での取組や各地域ケアプラザでの進捗状況、課題の共有や解決等を協議・検討する連絡会や研修会を開催します。

連絡会を活用し制度理解を進め適切な支援につなげます。

(4) 地域の新しい力とともに行う協同支援の推進

「Life Academy@sakae」の卒業生や、地域貢献に取り組む企業とのつながりをさらに発展させ、高齢者の役割の創出や高齢者を支える新たな仕組みづくりの検討を、ボランティアセンター・区役所・地域ケアプラザ・さかえ区民活動センター・地区センター等と協働で行います。

II 福祉ニーズのある区民への支援

1 青少年の育成支援関連事業【重点】

（さかえつながるプラン 目標2視点1、目標3視点2）

栄区地域子育て支援拠点「にこりんく」、こども家庭支援センター「にじ」、民生委員・児童委員、地域ケアプラザ等とともに、乳幼児～学齢～青年期と各年代に応じた子育て支援を推進します。

(1) 子どもの居場所の情報収集及び活動団体の支援

区内の子どもの居場所に関する調査を実施し、課題の把握と今後の取組を検討します。

あわせて、子どもの居場所に関する情報一覧を作成・提供するとともに、寄付物品の積極的な配分に取り組みます。

また、学齢期の子どもを支援する団体が情報共有・意見交換できる連絡会を開催し、各団体の状況に応じた必要な情報提供を行います（子どもの居場所活動団体連絡会）。

(2) 健やかな子どもの育ちへの支援

令和6年度より開始している「栄区みらいハグくむ助成金」をきっかけに、家庭の諸事情等により生活困窮に陥っていることで子どもの成長に課題を抱えている世帯に対し、地域で子どもをはぐくむ仕組みづくりを支援します。

(3) 「こども家庭支援センター にじ」との連携強化

区内の子どもの保育状況や子どもの生活状況について相互に情報を共有し、気になる世帯が抱える課題の解決に向けて協働できる取組を検討するため、定期的な情報共有・意見交換の場を設けます。

また、抽出された課題については地域や関係機関とも共有し、地域で取り組めることをともに考えていきます。

(4) 関係機関との連携

次の連絡会等に参加し、関係機関との連携を図ります。

○子育て支援団体連絡会 ○さかえっ子の笑顔ひろげ隊活動 ○栄区児童虐待防止連絡会

2 障害児・者支援

(さかえつながるプラン 目標1視点3)

(会費・共同募金) 139千円[162千円]

区内の障害児・者活動の支援を行います。また、相互に関係性を築くため「知りあう」「認めあう」「支えあう」ことを目的に、「障害理解」を深めるための啓発活動や、当事者と地域が交流を持てる事業に取り組めます。

(1) 障害者週間キャンペーンの実施

当事者団体分科会、障害者支援分科会が主体となり、「障害理解」を深めるための啓発活動に取り組めます。また、「パラフェスタ♥さかえ」と連動し、PR活動を進めます。

○保育園・小学校・中学校・高校へのPR

○ポスター掲示等による自治会・町内会へのPR 他

(2) 小さなアーティスト展の開催

障害のある子どもたちが表現できる場の提供や障害理解の啓発を目的として、地域ケアプラザ等と連携し、区内特別支援学校、個別支援学級に通う子どもたちや区内障害施設利用者が作った作品の展示会を開催します。

(3) 栄区自立支援協議会等への参画

栄区基幹相談支援センター・区役所が中心となり運営している自立支援協議会の事務局の一員として、運営等に参画します。

(4) 障害者後見的支援事業等への協力

「栄区後見的支援室とんぼ」と適宜、情報の共有を行い、制度の周知等に協力をします。

3 移動情報センター事業

(さかえつながるプラン 目標1視点3)

(市社協受託金・市補助金) 12,996千円[12,050千円]

移動に困難を抱える障害児・者等からの相談に応じて、相談支援機関と連携・調整を図りながら、各サービス事業者やボランティア等の情報提供、紹介を行います。また、ガイドボランティア事務取扱団体として、移動支援の担い手の発掘及び育成を行います。

(1) 相談窓口での相談調整・ニーズの発掘

障害のある人の移動に関する制度・サービスやボランティア活動等の情報を提供します。また、当事者団体や教育機関等に向けた事業説明を実施し、ニーズの掘り起こしを行うとともに、定期的に区社協内でケースカンファレンスを実施することで、相談に対する理解を深め、他事業との連携やコーディネーター技術の向上を図ります。

(2) ガイドボランティアの発掘とネットワークづくり

障害理解やガイドボランティア養成講座を区域・地域において関係機関と連携して開催し、ボランティアの発掘を行います。また、ボランティア交流会、情報交換会を開催するとともに、フォローアップ講座を開催し、スキルアップや活動の活性化につなげます。

(3) 移動支援事業所との連携

区内で移動支援をしている事業所を訪問し、現状や課題を聞き取り、今後の取組につなげて事業所との関係強化を図ります。

(4) 推進会議の開催

区内の障害児・者の移動に関する課題解決に向け、関係機関とのネットワーク構築や担い手発掘・育成等、移動支援を推進する取組について協議・連携を図る場として、推進会議を開催します。

(5) 移動情報センターと地域との連携

移動情報センターに寄せられた相談や個別ニーズに応じて地域と情報共有し、ガイドボランティアの発掘や障害理解・啓発等を行います。

4 多様な機関と連携した取組～区内社会福祉施設や企業等との協働～ 【重点】
(さかえつながるプラン 目標3視点2)

高齢、障害、子ども等の分野を越えて連携できるネットワーク体制を構築し、地域とともに、個別課題や地域課題を共有し、既存の制度やサービスでは対応できない狭間の問題に対し、法人・施設・企業等の強み（区社協会員組織の活用）と専門性を活かした支援体制を目指します。

(1) フードパントリー開催に伴うフードドライブの実施

食を通じた地域のつながりづくりや生活困窮者等の支援等を目的としたフードドライブを通して、区内の法人・施設・企業と協働して課題解決に取り組みます。

(2) 部会分科会を活用した連携

多様な施設・機関が集う区社協の部会・分科会等で、各施設の現状と課題を共有し、分野を超えたネットワーク体制を構築しながら、課題解決の取組を進めます。

III ボランティア活動の推進・支援

1 ボランティアセンター事業

(さかえつながるプラン 目標2視点1)
(区受託金) 1,224千円[1,233千円]

(1) ボランティア相談・調整

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている人からの相談を受け、コーディネートを行います。必要に応じて地域ケアプラザやさかえ区民活動センター、他区社協のボランティアセンター等と連携し、相談者の希望に沿ったコーディネートを行います。

(2) ボランティアニーズの把握

ボランティアセンターへの相談だけではなく、区社協各事業や地域から寄せられるボランティアニーズを積極的に収集し、必要な活動を検討していきます。

(3) ボランティアに関する情報の提供

ボランティア・市民活動に関する情報を広く提供します。

- ボランティア情報紙「そら」の発行
- ホームページでのボランティア活動団体の紹介
- 福祉保健活動拠点内の掲示・配架を通じた発信

(4) ボランティアの育成・支援

登録ボランティア（個人・団体）の活動を育成・支援するための連絡会や講座の開催、新規ボランティア発掘のための講座の開催等、ボランティアのニーズに合わせた取組を行います。また、近隣の大学を含めた学校との連携強化を含む、学生層への新たなアプローチを行います。

(5) 地域ケアプラザ・地区センター等との連携

区内においてボランティアを発掘・育成・支援している各種機関・団体と連携を図り、関係機関・団体による相互のネットワークづくりを進めます。

(6) ボランティア・市民活動団体分科会との連携

区内 24 団体で構成する分科会と連携し、ボランティアコーディネートをはじめとしたボランティアセンター事業へ活かしていきます。

(7) 寄託物品の調整・配分（善意銀行への寄付を除く）

寄付者の意向に基づき、区社協ネットワークを活かし、寄付を受け入れている法人・施設・団体・個人等を寄付先として調整します。

2 福祉教育の推進

(さかえつなげるプラン 目標2視点1)

(市社協補助金) 80 千円 [85 千円]

(1) 福祉教育活動の相談調整

教育機関、企業、地域等が実施する福祉教育活動の相談に応じ、企画・開催支援をはじめ講師派遣等の調整を、地域ケアプラザ等と連携して行います。

また地域福祉の視点を取り入れた福祉教育の実施を、区内教育機関等へ提案し、地域性を活かした福祉教育の展開を進めるとともに、地域ケアプラザ等の福祉施設や地区社協、当事者団体等区社協会員団体と協働し推進できる仕組み（講師の派遣、福祉施設体験 等）づくりを目指します。

(2) 福祉教育機材の貸出し

学校、企業、地域での福祉教育のため、車イス、車イススロープ、高齢者疑似体験セット、白杖、点字器、点字ブロック、ボッチャの貸し出しを行います。

3 災害ボランティア活動の強化 【重点】

(さかえつなげるプラン 目標2視点2)

(市社協補助金・手数料収入) 83 千円 [55 千円]

(1) 災害ボランティアセンター開設・運営のための整備

区、区社協間で締結している「災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」及び区社協業務継続計画（BCP）に基づく災害時の事業活動や体制整備を進めます。

また、災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速に開始できるよう、平時より区役所や市社協と連携を図りながら、災害情報システムを活用した設置・運営訓練を実施し、非常災害時の対応に備えます。

(2) 災害ボランティアセンター等の啓発

地域における災害ボランティアセンター及び災害ボランティアに関する理解を深めるとともに、ボランティア発掘・育成に取り組みます。

また、「防災を考える会・さかえ」が行う防災教育等の事業とも連携を進めます。

(3) 大規模災害等被災地域への支援

大規模災害等で被災された地域への支援について、関係機関と連携し対応を進めます。

IV 総合相談

1 総合相談事業

日常的に寄せられる様々な相談・福祉ニーズに対応できるよう、総合相談機能の向上に努め、相談者に応じた情報の提供や関係機関につなげる等、福祉の相談窓口として対応を強化します。

2 権利擁護事業

(市社協受託金・利用料収入) 2,839 千円 [386 千円]

(1) 栄区あんしんセンターの運営

①権利擁護に関する相談

判断能力や身体能力の不十分な高齢者や障害者が、安心して日常生活を送ることが出来るように支援するため、権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携し対応します。

②高齢者や障害のある方の契約によるサービス

- ・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
- ・預金通帳等財産関係書類等預かりサービス

③広報啓発活動

- ・区民や福祉関係従事者等に対する事業説明を地域や既存の会議に出向いて実施します。
- ・区内医療機関等へパンフレットの配架を行い、啓発を行います。

④関係機関との連携

- ・地域包括支援センター連絡会および社会福祉士分科会への参加
- ・後見的支援事業および自立生活アシスタント事業等との連携強化
- ・地域ケア会議、定例カンファ等への参画

⑤迅速な相談対応体制

- ・相談待機者数0人を維持し、相談受付後は速やかに初回面談へとつなげる体制を整備します。

(2) 成年後見制度の推進

①市民後見人バンク登録者および受任者への活動支援

同じブロックである戸塚区・港南区と、市民後見人の後見監督的機能の一部として、ネットワークを活用したバンク登録者への活動支援を行います。

②区域の課題や困難ケース等に対応するための専門職会議への参画

③区成年後見サポートネット（区協議会）への参画

④社会福祉士分科会でを行っている成年後見出前講座へ参加し、制度とともにあんしんセンターの周知を行います。

(3) 身寄りのない高齢者等支援事業

①情報登録事業における登録支援

横浜市が実施する「身寄りのない高齢者等支援事業（情報登録事業）」において、端末操作が困難等の理由により自身での登録が難しい高齢者等に対し、登録支援を行います。

②関係機関との連携

市社協での内容確認・予約受付を経て登録支援を実施するとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度支援等と連携し、地域における権利擁護の観点から事業を推進します。

3 各種福祉援護事業

(県社協受託金) 5,865 千円[4,597 千円]

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障害者からの相談に応じ、資金の貸付や活用できる制度・サービスの情報提供により、一人ひとりのニーズに合わせた世帯の自立を促します。また、行政と定期的な会議や事業を通し、生活困窮者自立支援制度等との更なる連携の強化を図ります。

- 福祉資金(福祉費・緊急小口資金)
- 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)
- 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
- 総合支援資金
- 臨時特例つなぎ資金
- 特例貸付事業におけるフォローアップ支援

(2) 生活困窮世帯への支援

生活に困難を抱える人々の相談に応じ、就労支援や学習支援、食の支援等に取り組む団体との連携を強化し、地域福祉の視点を持って取り組みます。

単に食料を渡すだけに留まらず、地域での孤立防止のため民生委員・児童委員や地区社協とのつなぎ役を行うことを意識した支援を行います。

また、生活困窮者自立支援制度等の活用とともに、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を目指します。

(3) 小災害緊急援護事業、行旅病人等低所得者援護事業

(共同募金) 150 千円[150 千円]

区内において発生した火災等の被害を受けた罹災世帯に対し、神奈川県共同募金会からの見舞金(たすけあい福祉資金)と合わせて、見舞金を支給します。

また、行旅病人等に対し、交通費の支給を行います。(窓口：区役所生活支援課)

V 広報啓発事業

1 福祉のまちづくりの推進

(さかえつなごるプラン 目標3視点1)

福祉のまちづくりを推進するために、福祉活動関係者や多くの区民への啓発事業、また、会員相互の交流事業を通じて、福祉活動への理解と関心を高めます。

(1) 栄区社会福祉大会

(共同募金) 431 千円[631 千円]

地域福祉活動に功績のあった個人や団体に感謝の意を表し顕彰します。また、表彰者・団体の活動をわかりやすく地域住民へ伝えることで、活動の必要性を知ってもらうだけでなく、興味・関心を持ってもらい担い手の発掘にもつなげます。

(2) 福祉の情報発信

(市受託金・共同募金・市社協受託金) 1,446 千円[1,141 千円]

福祉への理解と関心を高めるために、区社協事業の情報提供や、地域の福祉活動・ボランティア関係情報を収集し、発信していきます。

① 区社協広報紙「さかえ区社協だより」の発行

有益・必要な情報を、効率的に多くの住民へ届けるため、昨年度から内容を充実させ、地域情報紙「タウンニュース」を活用し発行します(年2回予定)。

② インターネット等を活用した広報

本会の事業に関する情報の他に、会員から提供を受けたイベント情報や区民にとって有益な情報等、ホームページ等にて周知します。

VI 助成金配分事業

1 善意銀行の運営

(1) 寄託金品の受け入れと配分

地域の皆さまから寄せられた寄託金品を、寄付者の意向をふまえて、地域福祉推進のため区内の地域福祉活動団体や障害当事者団体等へ適切に配分します。

(2) 周知と財源確保

善意銀行の機能や働きを周知し、地域の福祉活動支援の財源確保に努めます。

2 さかえ ふれあい助成金事業

(市社協補助金・共同募金) 6,883 千円[6,405 千円]

(1) 助成事業の実施

区内の地域福祉や障害福祉を推進する団体の活動を支援するため、「市社協補助金」「共同募金配分金」を財源とした助成事業を実施します。

(2) 団体ヒアリングの実施

よりわかりやすく公平かつ透明性の高い助成金とするため、ヒアリング等で助成状況について確認をするとともに、活動団体との関係強化を図ります。

3 独自の助成金事業

(共同募金・善意銀行) 3,035 千円[4,400 千円]

(1) 年末たすけあい助成金の実施

年末に行われる生活に困難を抱える世帯や、高齢者、子どもたちを対象とする地域食堂や居場所づくり、見守り訪問活動を推進する活動を支援するため、「共同募金配分金」を財源とした助成事業を実施します。

(2) 団体会員助成金の実施

福祉関係団体の活動を支援することにより、区内における福祉活動の充実を図ることを目的として、運営費又は活動費の一部として助成金を交付します。

(3) 栄区みらいハグくむ助成金の実施

地域で子どもをはぐくむ仕組みづくりを促進するため、「栄区みらいハグくむ助成金」事業を実施します。より効果的な支援・連携を進めるため、新たに助成金審査会を設置します。

(4) 地域福祉団体助成

地域で活動する栄区民生委員児童委員協議会へ助成を行います。

VII 福祉保健活動拠点の運営

1 拠点の管理・運営

(市受託金・利用料収入等) 18,300 千円[16,378 千円]

指定管理者として、「地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場」としての施設であるという認識のもと、多くの人に活用していただける施設運営を行います。

(指定管理期間：令和8年から12年度)

(1) 施設の適正な管理

社会福祉協議会の特性を活かして、利用登録団体と当事者団体・ボランティア団体・NPO法人・専門機関等との交流や連携を図ります。

- 会場の貸出業務、会場利用に伴う機材の貸出業務
- 複写機・印刷機の貸出業務
- メールボックス、ロッカーの貸出業務
- 利用者アンケートの実施と業務改善

(2) 利用者団体協議会の開催

- 利用調整会議の開催
- 全体会議・研修の実施

(3) 2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組

横浜市では2050年の脱炭素社会の実現に向け市と市民・事業者の皆様と一丸となって、脱炭素・環境施策を推進しています。

拠点において、予約のない夜間や日曜・祝日の閉館対応を行い、温室効果ガスの排出量やエネルギー消費量の削減を目指します。

2 ボランティアセンター事業（再掲 III-1）

VIII 法人運営

1 事業推進体制の基盤 【重点】

法人運営に積極的に参画する体制づくりを進め、住民に信頼される組織づくりを進めます。

(1) 理事会、評議員会、監事会の開催

地域福祉の推進を目的とする組織として、地域に根ざした事業の進め方や法人運営等について審議するため、執行・議決機関である「理事会・評議員会」を定期的に開催します。

さらに、適正な組織運営を図ることを目的として、業務執行状況と財産状況について監事監査を実施します。

(2) 部会・分科会・各種委員会等の開催

区社協会員が参画する分野別の部会・分科会・委員会等を設置し、地域課題への取組や勉強会、団体間の関係づくり等を行います。

■部会 地域福祉関係団体部会、当事者団体部会（当事者団体分科会）、専門機関部会、学識経験者部会

■分科会 地区社会福祉協議会分科会、民生委員児童委員分科会、自治会・町内会分科会
ボランティア・市民活動団体分科会、福祉関係団体分科会、高齢者支援分科会、子育て支援分科会、障害者支援分科会、地域支援施設分科会、専門機関分科会

■委員会 さかえ ふれあい助成金配分審査会、業者選定委員会、評議員選任・解任委員会、栄区みらいハグくむ助成金配分審査会

(3) 各種連絡会の開催

- 地域活動・交流コーディネーター連絡会（再掲）
- 生活支援コーディネーター連絡会（再掲）
- 子どもの居場所活動団体連絡会（再掲）

(4) 災害時対応（再掲 III-3）

2 会員の拡充及び財源の確保

(1) 区社協事業のPRと会員の拡充

社会福祉事業に取り組む本会正会員未加入団体に対し、社協事業の説明や入会案内を送付する等、新規会員の加入促進に向けた取組を積極的に行います。また、新たな賛助会員の加入促進に努めます。

(2) 事業活動に伴う財源の確保

賛助会員や善意銀行について周知し、地域の福祉活動支援の財源確保に努めます。また、共同募金の役割や仕組みについても地域住民へわかりやすく説明し、貴重な財源であることを積極的に伝えていきます。

IX 福祉関係団体への運営協力・支援

区社協が事務局を担っている福祉関係6団体の運営に協力し、活動をサポートします。

- 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
- 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部栄区地区委員会
- 栄保護司会
- 栄区更生保護女性会
- 栄区更生保護協会
- 栄区遺族会